

平成27年(ワ)第11996号, 平成28年(ワ)第2023号, 平成28年(ワ)第2895号 個人番号利用差止等請求事件

原告 平野かおる ほか144名

被告 国

## 準備書面12

2019年1月21日

大阪地方裁判所第24民事部合議2へ係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大 江 洋 一



同 辰 巳 創 史



同 小 林 徹 也



### 第1 本準備書面の目的

本準備書面は、原告ら準備書面11の8ページにおいて、「アメリカ等では、ビッグデータを活用したプロファイリングにより、捜査機関が、将来犯罪を犯す危険性がある者を監視対象にする」ことが行われており、「日本でもこうした技術を導入する動きがある」と主張している点に関し、主張を補充するものである(本準備書面第2の部分)。

また、原告らは、「プロファイリングによる信用スコアが一生ついて

まわるなどの問題も現実には生じている」ものの、「日本でもこうした技術を導入する動きがあると」と主張している点に関し、主張を補充するものである（本準備書面第3の部分）。

## 第2 ビッグデータ活用によるプロファイリングと将来犯罪の監視について

### 1 ビッグデータ、プロファイリング、犯罪予測について

カリフォルニア州サンタクルズという町で、2011年7月から、数学的な予測モデルに基づくアルゴリズムによって犯罪を予測するシステムが導入されている。

これは、過去の犯罪発生データに基づいて、その日に犯罪が発生しそうな場所、時間帯を予測し、警察官をその場所に配置することにより、犯罪を防止したり、犯罪が発生した場合に被疑者を迅速に逮捕するものである。

サンタクルズでは、2012年には6%、2013年には11%と犯罪発生率を引き下げることに成功し、ロサンゼルス市警察も2011年10月から一部地区で試験的に予測警備を導入し、成果を上げたため市全体で本格的に犯罪予測システムを活用している。カリフォルニア州以外の州でも導入されるようになった。

現在では、予測の対象は「場所」から「人」へと進化している。監視カメラの履歴データ、職業、年齢、学歴といった人々の多種多様なパーソナルデータといったより多くのデータを対象に、情報処理技術が高度化したことによって、「人」、「物」、「場所」の関連性を予測できるようになった。特定の人物が重罪を犯す可能性を、性別、目や肌の色、交通違反や軽犯罪を犯した回数、入れ墨の有無といった個人情報进行分析し、予測アルゴリズムによって算出する。

シカゴ警察では、ビッグデータを予測アルゴリズムによって、将来、誰が犯罪者や被害者となる可能性が高いのかをリスト化して、その対象者に対して、犯罪リスクを警告したり、職業訓練や住宅供給等の社会的サービスについて告知したりしている。

スティーブン・スピルバーグ監督・トム・クルーズ主演の「マイノリティー・レポート」（2002年）というSF映画の設定が現実化しつつある。

また、アメリカの一部の州では、再犯予測システム（COMPASS）によって、刑事裁判中の被告人の犯罪歴、雇用状況、教育レベル、家族の犯罪歴、信条等を含む130以上の情報を分析し、再犯リスクを10段階で評価し、その評価結果は裁判官に提出され、判決の参考とされている。

## 2 日本の状況

日本においても、日本オラクル、日立、富士通、NEC等が犯罪予測アルゴリズムの開発を行っている。

2016年10月、京都府警察本部は、過去の犯罪の発生状況などを分析し、防犯や捜査に役立てる「予測型犯罪防御システム」を全国で初めて運用開始した。このシステムでは、過去数年間の事件発生や不審者などの情報を、犯罪学の視点で自動分析する。性犯罪や窃盗など連続性がある予測しやすいとされる犯罪について、起きる可能性が高い地域や時間帯をコンピューターが推測する。

神奈川県警察本部は、大学研究者と民間企業とで共同で研究会を立ち上げ、神奈川県警生活安全総務課・刑事課が共同で管理する犯罪データに加え、神奈川県庁が有するビッグデータ、企業が収集したSNデータの情報を基に、犯罪予測を実施する試みが開始されて

いる（神奈川県警察本部、産学連携による人工知能を活用した犯罪、交通事故発生予測技法の調査研究）。

警視庁や福岡県警察本部も研究を始めているとのことであり、この動きは全国の警察本部にも広がっていくと思われる（警視庁、犯罪・交通事象・警備事象の予測におけるICT活用の在り方に関する提言書、2018年4月）。

### 3 原告らの主張の補充

原告らは、予測的ポリシングについては、原告ら準備書面10の14ページ以降で主張しており、続く15ページには、警察庁が警察総合捜査情報システムを高度化し、情報分析支援システムを構築しようとしていること、このシステムにより、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして犯罪の発生場所、時間帯、被疑者との特徴等を総合的に分析することが可能となると主張している。

かかる主張に加えて、本準備書面における主張を補充することにより、原告らは、改めて「アメリカ等では、ビッグデータを活用したプロファイリングにより、捜査機関が、将来犯罪を犯す危険性がある者を監視対象にする」ことが行われていること、「日本でもこうした技術を導入する動きがある」ことを主張する。

## 第3 プロファイリングによる信用スコアが一生ついてまわる問題について

### 1 日本における信用スコア導入の動き

2018年10月10日、ヤフーが信用スコアの実証実験開始を発表した。ヤフーIDを基盤に、個人のインターネットでの様々な

データを分析して信用スコアを作り、それを企業に売り込む新規ビジネスをスタートさせるとしている。信用スコアの対象には、ヤフーショッピングでの購買履歴やヤフーオークションでのやりとり、毎日の検索履歴も含まれることから、利用者のネット生活全般が見える化されることになる。スコアは100点満点で、点数が高くなればシェアリングサービスを利用する際に補償金が免除されるなどの特典が用意されるとされている。

また、10月17日、NTTは、金融機関向けに「ドコモレンディングプラットフォーム」を2019年3月から提供すると発表した。これは、ドコモの回線利用者が「信用スコア」をもとに、気軽に金融機関から融資を受けられる仕組みである。

その他にも既に、みずほ銀行とソフトバンクの合弁会社が2017年9月に日本初のスコア・レンディングサービス「J.Score」を始めている。こちらは、スコアは1000点満点で、600点以上なら融資が可能と判断される。

## 2 信用スコアについて

日本で広まりつつある信用スコア事業のモデルとなったのは、中国のアリババグループのQRコード決済「アリペイ」のサービスである「芝麻信用（ジーマ信用、ゴマ信用）」である。

信用スコアとは、個人の信用を数値化したものであり、芝麻信用を例にとつて言えば、個人特性、支払い能力、返済履歴、人脈、素行といったものから、個人の点数が算出される。アリペイで買い物をするたびにスコアが表示され、さらに点数を上げて有利な特典を得ようと競って買い物をするようになる。信用スコアが高くなると、旅行でホテルを予約する際のデPOSIT、部屋を借りる際の敷金、

レンタカーの預り金が不要になる等の特典がある。また、ローンを借りる際も、スコアが高い方が金利が低くなる仕組みとなっている。さらに、就職の面接や婚活でも有利になると言われている。

### 3 原告らの主張の補充

原告らは、原告ら準備書面10の9ページにおいて「ビッグデータは、データ量が多くなればなるほど予測制度が高まるため、自動化と相まって、データ収集がどん欲になる。特定個人の行動や能力等の予測精度向上のためには、当該個人が生まれてからのあらゆる情報が収集されることとなる。」と主張し、また、同ページにおいて「ビッグデータに基づく評価判断は、同じような属性を持つ集団に属する者の能力や選考等を予測するものであり、集団属性によって個人を典型的に捉えることをその本質としている。しかも、予測のために利用されている個人情報があるか、分析評価にどのようなアルゴリズムが利用されているか等を知ることができず、出された結果に対する反論の機会も与えられていない。一度、アルゴリズムにより低い評価を受けてしまえば、社会生活の様々な場面で不当に差別にさらされ、これを是正する機会も与えられない」と主張している。

かかる主張に加えて、本準備書面における主張を補充することにより、原告らは、改めて「プロファイリングによる信用スコアが一生ついてまわるなどの問題も現実には生じている」こと、「日本でもこうした技術を導入する動きがある」と主張する。

### 第4 プライバシーの侵害が生じる

上記のようなプロファイリング、データマッチング及び信用スコアは、マイナンバーが無くても可能である。

もつとも、マイナンバーは、国民及び外国人住民の全員に対して、重複しない12桁の「背番号」（個人識別番号）を付番し、その番号は原則生涯不変であること、今後積極的にマイナンバー制度の利活用を図ることが国家戦略として位置づけられていることからすると（訴状7ページ）、マイナンバーのような共通番号があれば、プロファイリング等をより容易に、かつ、より高い精度で行うことができる。

そして、日本においては、個人情報保護法等でプロファイリングについての規制はなされていない。平成27年（2015年）に個人情報保護法の改正がなされたが、その際にはプロファイリングに関する規制は見送られた。法改正の過程で公表された「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」には、継続的な検討課題の一つにプロファイリングが挙げられているだけである（原告ら準備書面6の16ページ）。

そうすると、プロファイリングについての規制がないのであるから、番号法の規制の範囲内であれば、マイナンバーを利用したプロファイリングも行うことができる。

行政機関や民間事業者が、マイナンバーを使ってプロファイリングを行うとすれば、個人のプライバシーが喪失することになり、プライバシー権侵害は明らかである。

以上